

## 地方公共団体情報システム機構シンボルマーク等管理規程

平成26年4月1日地情機規程第14号

改正 令和8年3月26日地情機規程第7号

### (目的)

第1条 この規程は、地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）のシンボルマーク、ロゴタイプその他これらに準ずる標章（以下「シンボルマーク等」という。）の適正な使用、維持及び管理に必要な事項を定めるものとする。

### (形状等)

第2条 次の各号に掲げるシンボルマーク等の形状及び色は、次に当該各号に掲げるとおりとする。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 機構におけるシンボルマーク及びロゴタイプ | 別記第1 |
| (2) J-LIS理念における標章        | 別記第2 |

### (使用対象)

第3条 シンボルマーク等は、機構の社会的認知に必要と認められる対象物（看板、印刷物、ポスター、封筒、名刺、ホームページ等）に使用するものとする

### (使用等)

第4条 シンボルマーク等のその他の使用に関することについては、別に定める地方公共団体情報システム機構シンボルマーク等管理に関する要綱（以下「要綱」という。）によるものとする。

### (庶務等)

第5条 この規程は、管理部総務課が管理し、各部署が要綱に定められた使用制限を超えた使用を希望する場合は、あらかじめ総務課長に相談することとし、総務課長が調整を図るものとする。

- 2 総務課長が新たな使用事例を承認した場合は、関係する部署の協力を得て、これを要綱に追加、補正するものとする。

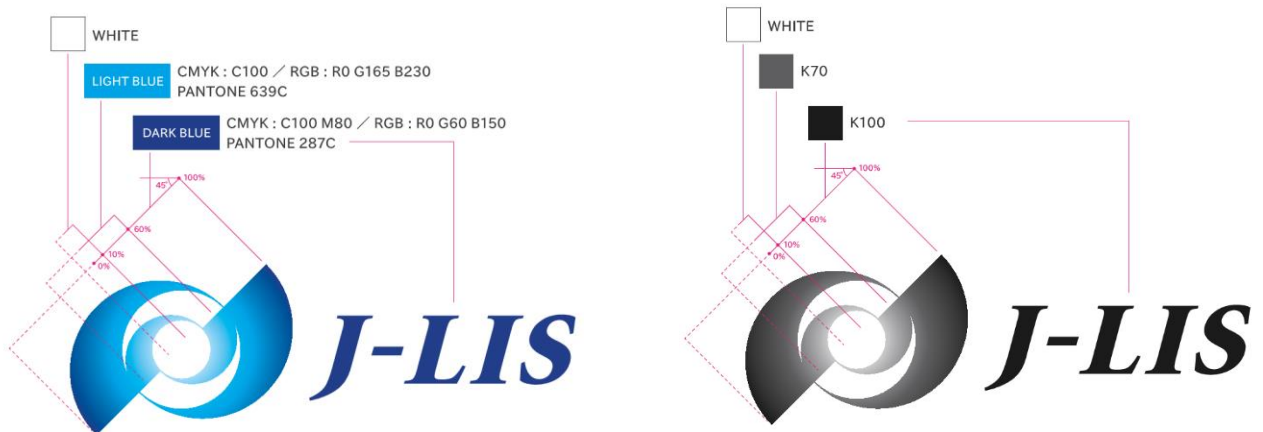
### 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

### 附 則（令和8年4月1日地情機規程第7号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別記第1（第2条第1号関係）  
（機構におけるシンボルマーク及びロゴタイプ）



別記第2（第2条第2号関係）  
（J-LIS理念における標章）

